

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間団体が市内で行う、チャレンジ精神・起業家精神を持った人材（アントレプレナー）を育成するための研修事業（以下「研修事業」という。）に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (5) 糸島市税に滞納がない者であること。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施場所を糸島市内及び九州大学伊都キャンパスとする研修
- (2) 九州大学の教職員・学生が、受講者、講師又はインターンとして参加する研修
- (3) 受講料が次に掲げる設定となる研修
 - ア 九州大学の学生は無料
 - イ 九州大学の教職員が一般受講者と比べて半額以下
 - ウ 糸島市民及び市内で事業を行う個人又は法人（以下「市内事業者」とする。）が一般受講者と比べて半額以下
- (4) 参加者どうしが交流できるプログラムがある研修
- (5) 研修期間が合計3日間以上である研修

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費（ただし、申請団体と雇用関係にある者への謝礼は除く。）
- (2) 旅費（ただし、海外旅費は除く。）

- (3) 需用費（ただし、食糧費は除く。）
 - (4) 役務費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 備品購入費（補助対象経費の50%以内とする。）
 - (7) 広告宣伝費
 - (8) 委託費（研修事業本体に直接関わらない事項に限る）
 - (9) その他市長が必要と認める経費
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は予算の定める範囲内とし、1事業当たりの限度額は100万円とする。

- 2 補助金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に対する補助率は、1/2以内とする。
- 4 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、九州大学の学生がインターン（ただし、有償インターンに限る。）又は受講者として参加した場合一人当たり3万円、九州大学の教職員及び糸島市民・市内事業者が受講した場合一人当たり1万円を、合計30万円を上限として別途交付する。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査を行うものとする。

- 2 市長は、申請者に対して、申請書の提案内容に関する聴き取り及び追加の書類提出依頼を行うことができる。
- 3 申請者は、前項の規定により申請内容に関する聴取及び追加の書類提出依頼を受けたときは、それに対して誠実に応えなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付の可否を決定し、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、

前項の規定により付された条件に従わなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 事業計画書（変更の場合に限る。）
- (2) 収支予算書（変更の場合に限る。）
- (3) その他事業の変更又は中止を説明するための書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金変更・中止承認決定通知書（様式第4号）により補助団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付することができる。

4 補助団体は、前項の規定により付された条件に従わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助団体は、補助事業を完了し、又は中止したときは、速やかに糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 研修受講者名簿
- (4) 補助事業に係るチラシ、リーフレット、写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告後、内容を審査し補助金の額を確定したときは、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助団体は、前条に定める補助金交付額確定通知書を受領後、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は

既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第9条第2項の規定による補助事業の変更又は中止の承認を決定したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(庶務)

第15条 この補助金に関する事務は、経済振興部学研都市づくり課において処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

糸島市長 様

住所
名称
ふりがな
代表者名
生年月日
性別 男・女

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付申請書

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金の交付を受けたいので、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 プログラム名
- 2 事業に要する経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体概要書
 - (4) その他 ()

申請に当たっては、次の内容を確認のうえ、□にレを記入してください。

- 自己又は自己の団体の役員は、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第2条のいずれにも該当しません。また、その確認のために、申請内容について警察署に照会されることに同意します。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

糸島市長

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金（ 交付 ・ 不交付 ） 決定通知書

年 月 日付で申請のあった糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金について、下記のとおり決定したので、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 プログラム名

2 決定区分 交付 ・ 不交付

3 交付決定額 円

4 交付の条件

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱及び糸島市起業家人材育成支援検証事業実施要領を厳守すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

糸島市長 様

名称

役職・代表者名

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日 糸学第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、
変更・中止したいので、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第9条第1項の
規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更・中止の別 変更 ・ 中止
- 2 変更・中止後の補助金の額 円
- 3 変更・中止の理由
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（変更の場合に限る。）
 - (2) 収支予算書（変更の場合に限る。）
 - (3) その他事業の変更又は中止を説明するための書類

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

糸島市長

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金変更・中止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金に係る補助事業の変更・中止の承認について、下記のとおり決定したので、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認 ・ 不承認
- 2 変更・中止の別 変更 ・ 中止
- 3 変更・中止後の補助金の額 円
- 4 変更・中止の条件
- 5 不承認の理由

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

糸島市長

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付額確定通知書

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金について、 年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助金の額を下記のとおり確定したので、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 プログラム名

2 補助金交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

糸島市長 様

名称
役職・代表者名

糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金について、糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 プログラム名

2 補助金交付確定額 円

3 補助金交付請求額 円

4 振込先

金融機関名	支店名
種別	口座番号
普通 ・ 当座	
口座名義人	
フリガナ	
